



有料道路の障害者割引制度

の見直しについて(3月27日より)



◆今まで、登録した自家用車のみが割引の適用でしたが、自家用車を持っていない人が知人の車やレンタカーを運転、介護の必要な重度の障がい者の方がタクシーを利用する場合など、登録がない車でも割引の適用となります。ただし、事前に割引の申請手続きは必要です。

◆登録はひとり1台ですが、登録のない車も利用できるようになりました。その場合、料金所で一旦停止し係員が障害者手帳の記載事項と本人の同乗(本人運転または介助者の運転)の確認を行います。

◆重度の障がい者の方がタクシーを利用する場合は、タクシー事業者に、有料道路の割引を利用することを伝え、対応可能か事前に確認をしてください。

◆その他、詳細は障害福祉窓口でお尋ねください。

新型コロナウイルス感染症

に関する今後の対応

◆5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類へ変更になるため新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止となりますが、換気や手洗いは基本的な感染対策として有効なので、引き続きお願いします。

◆ワクチン接種

5/8以降、高齢者や基礎疾患のある方、医療従事者を対象に重症化防止を目的としてワクチン接種が始まります。9月から5歳以上の方を対象に接種が予定されています。(自己負担なし)

コンビニ・コミュニケーションボード

◆コミュニケーションボード(大分県手話普及プロジェクト作成)を持って、中津市内のセブンイレブンに、中津聴覚障害者協会会員と手話サークル会員で設置のお願いに行きました。聴覚障がい者の皆さん、ぜひ活用してください。

◆ローソンやファミリーマートは、独自のボードを店舗に準備していますが、それぞれ個人のスマホ等にダウンロードをして使えるようにもなっています。

(ローソンまたはファミリーマート)+(コミュニケーションボード)で検索してご利用ください。



5月のワンポイント手話

今回は、観光がテーマです。

福澤旧居前で撮影し、最後に福澤記念館の職員も手話で出演しています。ぜひ見てください。

ゴールデンウィーク時の対応

■市役所はカレンダー通りのお休みです。

■大分県聴覚障害者協会のお休み

5月3日(水)～5日(金)

■県聴障協も市役所もお休みの場合は、直接通訳者へ依頼し、後日依頼書を市役所へFAXを。

■消防署や警察署には手話通訳者を登録しています。必要な時は手話通訳を依頼してください



《5月の専任手話通訳者の不在(予定)のお知らせ》

【10時～12時不在】

10日・17日・24日・31日(水)

【午後不在】19日(金)



土・日曜日の通訳依頼は ↓ ↓
おおいたけんちようかくしょうがいしゃきょうかい
大分県聴覚障害者協会
(FAX)097-556-0556
(メール)info@toyonokuni.jp

発行：中津市福祉支援課障害福祉係
専任手話通訳者大下
《専任手話通訳者携帯アドレス》
nakatsu-shuWahaken@q.vodafone.ne
《電話番号》090-9400-8795
《市役所障害福祉係FAX》25-2335